

令和5年度 事業計画

社会福祉法人 嘉手納町社会福祉協議会

●嘉手納町社会福祉協議会「理念・行動指針」

理念

私たち嘉手納町社会福祉協議会は、町民ひとり一人の自分らしい暮らしづくり、活躍できる場づくり、人とのつながり・支えあいづくりに取り組み、『ひとり一人のしあわせ広がる嘉手納町』の実現を目指します。

行動指針

- 一、私たちは、理念に向かって組織の一員であることを自覚し行動します。
- 一、私たちは、ひとり一人の可能性を信じ大切な存在として受け止めます。
- 一、私たちは、思いやりの気持ちを持ち、相手の立場に立って考え行動します。
- 一、私たちは、職員同士、積極的に話しあいの場をつくり、お互いに理解し協力します。
- 一、私たちは、多くのつながりに支えられていることを意識し、感謝の気持ちを大切にします。

■基本方針

急速な人口減少・少子高齢化・経済格差に伴う貧困問題や地域社会の絆の崩壊など社会構造が変化する中、自分らしく暮らしていけるように、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現が重要となっています。

しかし、実際には福祉サービスに繋がりにくい人や、社会との関係が希薄な人、支援を求めようとしない人など、生きづらさを抱えていても見落とされてしまう問題があります。

こうした中、本会においては、関係機関と連携しながら地域のニーズを把握し、既存の相談支援や事業等を通して支援を必要とする住民への対応を行っており、引き続きその活動の充実に努めてまいります。

令和5年度は、3年余に及ぶ新型コロナウイルス感染症の従来措置が緩和され、これまでの行動制限にも変化が出てきます。コロナで中断や制限された活動も通常再開され、事業や地域活動への参加を休止していた利用者やボランティア等をどう呼び戻すか、その取り組みが今後の事業継続にも繋がるもので、関係団体と協力しながら取り組みます。

また、生活福祉資金特例貸付が終了し、貸付金の償還が開始されていることから、引き続き償還に関わる支援と日常生活等に関わるアウトリーチの支援に取り組んでいきたいと思えます。

本会の理念である「一人ひとりのしあわせ広がる嘉手納町」の実現に向けて、町民や自治会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体などの福祉活動を行う団体及び嘉手納町との連携を図りながら、様々な事業や活動に取り組みます。

以下、令和5年度における事業について説明します。

■重点目標

1 多世代がつながる場と機会の創出

子どもから高齢者まで様々な世代が交流し、共に考え学び、これまでのつながりも大切にしつつ、新たなつながりの場と機会を創出します。

2 生活困窮世帯への一体的支援の展開

経済的に困窮している方や社会的に孤立している方々へアプローチし、課題解決型の支援と伴走型の支援を一体的に行います。

■実施事業

【1】組織運営

①会務の運営及び連絡調整

- 1) 理事会・評議員会の開催
- 2) 理事・評議員の研修会の開催（年1回予定）
- 3) 正副会長・事務局長会議の開催
- 4) 事務局会議及び係、事業所会議の開催
- 5) 職員全体会議の開催

②会員組織の強化と自主財源の確保

1) 社協会員の募集

社協の活動を住民へ理解を深めてもらうため、広報活動を工夫し、更なる会員増へ繋げる。

- ・戸別会員
- ・賛助会員
- ・特別会員

③職員の資質の向上

1) 人材育成事業（個別面談）

安定的な法人運営を実施するには、財源は元より人材の確保も重要である。それには、職員の心身の健康の保持や職場環境の整備なども含めて改善していくことで、「働きやすく、やりがいのある職場」につながる。こうした環境が職員の長期勤続につながり安定的な社協活動を実現することが可能となる。また、多様化する福祉課題に対応するため、職員の自己研鑽を含めて人材育成事業を実施する。

- 2) 各種研修会への派遣
- 3) 内部研修会の実施
- 4) 職場環境の整備

④総合福祉センターの指定管理運営事業

- 1) より多くの町民の方が利用しやすいセンターとするためサービス向上に努める。
- 2) 火災・自然災害を想定した避難訓練の実施
- 3) 総合福祉センター改修に向けた対応

⑤法人広報・啓発事業

- 1) 社協だよりの発行（年4回）
- 2) ホームページ・Facebook 等によるネットを活用した情報発信

⑥法人事務所の一時移転に向けた対応（6月下旬移転、7月より業務開始）

【2】コミュニティソーシャルワーク事業の推進

新型コロナウイルス感染症の影響は、これまで潜在化していた地域の様々な問題、課題を浮き彫りさせている。生活福祉資金の相談業務担当者等とも連携を深め、顕在化してきているニーズへのアウトリーチを中心とした対応を行うことが必要と考える。

そして、解決可能な課題へは課題解決型支援、困難な問題へは伴走支援といった、一体的な支援を行っていくためのスキルも継続して学びながら行っていく。

また、コロナ禍から始めた「朝ごはん応援隊」や「あさかふえ」、子育て世代を対象とした取り組みなど、子どもと子育て世代へのアプローチを民間団体等との連携からの展開を検討していく。

小地域福祉活動については「温故知新」をテーマに、コロナ以前のような活動も大切に、地域の皆さんの中にある思いから改めて地域をつなげていく活動を考えていく。

【3】支え合うまちづくりの推進

①各種社会福祉関係諸団体支援事業

各団体が地域の変化や会員の減少・高齢化により組織のあり方を見直す時期にあることに変わりはない。継続的に各団体と連絡会議等で意見交換を行い必要な支援をすすめる。それぞれの強みを活かした、連携・協働によるまちづくりを進めていく。

また、各団体へ社協助成金及び共同募金の配分金を助成し活動を支援する。

（福祉団体）

- ・ 嘉手納町老人クラブ連合会
- ・ NPO 法人嘉手納町母子寡婦福祉会
- ・ 嘉手納町障がい福祉協会
- ・ 嘉手納町精神療養者家族会
- ・ 嘉手納町民生委員児童委員協議会

②福祉団体合同新年会「初春の集い」の開催

③心配ごと相談所事業

地域住民からの相談として、遺産相続や住まいそして離婚問題に関することなど法律分野の相談ごとも多いため、弁護士の協力のもと継続して住民ニーズに対応していく。

相談員：弁護士

会場：総合福祉センター（毎月第2・第4金曜日）

※事前予約制（第2・第4金曜日：午後2時、午後2時45分、午後3時30分）

※相談時間（45分以内）

④赤い羽根共同募金運動

福祉事業の財源となる赤い羽根共同募金運動の募金活動への理解と協力を依頼し、募金活動を推進するとともに、配分金のあり方を見直していく。

※令和5年10月1日～令和5年12月31日

⑤歳末たすけあい募金運動

歳末の時期において募金活動を実施し、支援を必要とする方が地域で安心して暮らすことができるよう福祉活動を実施する。

※令和5年12月1日～令和5年12月31日

⑥生活支援体制整備事業

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも「ちょこっとお助けゆいまーる事業」の本実施へ移行することができた。今年度は本事業がさらに地域に根付いたものとなるよう、担い手の確保も含め普及に努める。また、つどい・交流の場×移動販売については、移動販売等をきっかけとしてつどい・交流の場と機会をつくるための方策を改めて地域の方々と考えていく。そして、地域のお宝（つながりなど）を、「見える化」するために広報冊子を作成し、「いつでも誰かとゆるやかにつながっていくまち」へ向けて進めていく。

⑦母子・父子福祉事業

町内事業所よりの指定寄付金や共同募金の配分金を活用して、一人親世帯の支援を行う。

⑧児童・青少年福祉事業

1) 比謝川鯉のぼりフェスタ

児童福祉週間を前に、時代を担う子ども達の健やかな成長を願い、比謝川上空に鯉のぼり 200 匹を掲揚する。令和元年からの新型コロナによるイベント中止により、3年ぶりの開催。

期日：令和5年4月29日（土）午前10時～午後4時

会場：総合福祉センター1階駐車場及び福祉センター前道路

内容：㊦200匹の鯉のぼりの掲揚

㊧イベント：子ども遊び・体験コーナーの開催

2) 児童福祉週間啓発ポスターの掲示

⑨老人福祉事業

高齢者の自立と生活の質の向上を目的に事業を実施する。

1) 社協サロン

制度やサービスにつながない閉じこもりがちな高齢者の方を対象に、新たな社会参加の場を提供し、仲間づくりの場、孤立感の解消、見守り、閉じこもりの防止、介護予防、健康づくりを目的として、また地域や制度・サービスへつなぐことも視野に入れながら事業の推進を図る。

※毎月第1月曜日（午後2時～午後4時）

2) ふれあい訪問事業

一人暮らし等の高齢者宅を見守り・ふれあい活動を目的にボランティアが訪問し高齢者の安否確認と安心して暮らせる地域支援事業として実施する。

3) 老人福祉週間啓発ポスターの掲示

⑩障がい児・者福祉事業

障がい児・者の自立支援と社会参加、又、その家族の支援を図る為に事業を実施する。

1) レクリエーション交流事業

⑪法外援護活動

現行制度で対応が難しく困窮している住民に対し、緊急かつ一時的に支援を行うことを目的とする。

⑫日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

本事業への相談から契約には至らないまでも継続支援を行うケースも増えており、伴走支援の中で状況・状態に応じて成年後見制度の活用も含めた対応を検討していく。そのためにも今後、嘉手納町が実施していく成年後見制度利用促進体制整備事業との連携の可能性を模索していく。

⑬生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付を行う。

令和2年度から始まった特例貸付も、令和5年1月より償還が始まった。そのような中、返済が困難な世帯など、特例貸付の対応から生活困窮者世帯が見えてきている状況にある。今後の取り組みとして、コミュニティソーシャルワーカーや他機関との

連携を行い、生活に困っている相談者へ生活相談として、寄り添った支援を行っていく。

- 1) 生活福祉資金貸付事務
- 2) 臨時特例つなぎ資金事務
- 3) 債権管理事務

⑭福祉バス運行事業

福祉団体等の活動を支援する為に、福祉バスの運行を実施する。

⑮苦情解決事業

第三者委員を設置し対応を迅速に行う。

⑯制服リサイクル事業

不要になった学生服を寄附していただき、必要な方へ提供する。

⑰フードバンク事業

家庭や企業から期限が1カ月ほど残っている食料（缶詰・お米・インスタント食品など保存のきくもの）を寄附していただき、緊急で食料の支援が必要な方へ提供する。

【4】在宅福祉サービスの推進

①高齢者等食の自立支援事業（配食サービス）[町受託事業]

日常生活に支障のある在宅の高齢者及び心身に障害がある者に対し、食生活の改善及び安否確認を行い、福祉の向上を図る。

- ・調理委託先：沖縄県高齢者協同組合 配彩ナビィー（恩納村）
- 配食日：月曜日～土曜日（夕食）

②地域介護予防活動支援事業（ミニデイサービス）[町受託事業]

各区におけるミニデイサービスは、集いの場・ゆんたくの場として機能しているが、この数年は新型コロナウイルスの影響で開催することがほとんどできなかった。

しかし、前年度後半より徐々に活動が再開できるようになってきたため、今年度も引き続き参加者の健康に留意しながら活動を支援していく。

- ・東区がんにゅう会 ・中央区あしびな一会 ・北区百の会
- ・南区かりゆし会 ・西区ゆんたの会 ・西浜区ことぎきの会

③障害者地域生活支援事業 [町受託事業]

これまでの継続した取り組みからのつながり（種まき）が少しずつ広がりつつある。

今年度は、そのつながりの種を芽吹かせていくことにチャレンジしていきたい。そのためにも現在までの事業の継続をベースにさらに地域での新たな場、機会を見出し、障害分野からのゆるやかなつながりづくり、助けてといえる地域づくりを行っていく。

- ①理解促進研修・啓発事業（ペアレントトレーニング講座、手話講座等）
- ②ゆんたく会の開催
- ③スポーツレクリエーション事業（バルーン、ドームでのスポーツ等）
- ④文化・芸術活動支援事業（ジャンベ、陶芸等）
- ⑤声の広報等発行事業
- ⑥成年後見制度法人後見支援事業
- ⑦ごちゃませフェスタの開催

④地域活動支援センターていんがーらの運営〔町受託事業〕（障害者自立支援法）

利用者が安心して自分らしく過ごし、継続して利用できる場所の提供づくりを進めるために、常に利用者の立場にたち、コミュニケーションをとるとともに、相談活動を通して利用者の不安解消を図る。

●主な活動

- 1) 安心できる居場所づくり
- 2) 生産活動とレクリエーション
- 3) 余暇活動の充実（和太鼓・大正琴・習字）
- 4) 日常生活等の課題に対する個別支援
- 5) 服薬管理や公的手続きなどの支援
- 6) 個別支援計画の作成
- 7) 障がい者にに対する理解を促進するための普及活動
- 8) 利用者と家族の不安解消に向けた支援
- 9) 関係機関との連携
- 10) 相談員（専門職）による相談業務

⑤わくわくクラブあすなろの運営（児童福祉法に基づく障害児通所支援事業）

わくわくクラブあすなろは、多機能型事業所として放課後デイサービス事業と児童発達支援事業を運営している。児童福祉法に基づく、障がい児通所支援事業所として、発達の気になるお子さんの発達支援・療育を行う。

異年齢の子どもたちが、のびのびと遊ぶことで人とのやりとりがうまれ、そこで人間関係を学び、相手の気持ちも理解する豊かな想像力を育てる。また、学校教育と連携し障がい児の自立促進をするとともに、放課後の居場所作りを目的とする。

- 1) 放課後デイサービス事業
- 2) 児童発達支援事業
- 3) ファーストステップあすなろ（自主事業）

⑥介護用品貸与事業（車いす）

介護保険制度など制度利用までのつなぎ、入院時の外泊、骨折等による一時的な利用が必要な方などへ貸し出す。

【5】 ボランティア活動と福祉教育の推進

～みんなでつながって、みんなのちいきをそだてよう～

新型コロナウイルス感染症による行動制限も緩和され始め、ボランティア活動も徐々に取り組むことができている。今年度は、ボランティア活動を行う一人一人が、改めてボランティア活動の必要性、やりがいを感じていただきながら、地域の皆さんとともに「自分にできること」「自分たちにできること」を考えて取り組んでいきたい。

また、改めて「ふだんのくらしのしあわせ」の実現に向けて、学校との連携を強化しながら、福祉教育を計画的に事業として取り組んでいくことにチャレンジしていく。

○ボランティア活動を定義づける概念

「自発性」・・・自ら進んでする。するかしないか自体が自由である。

「社会性（公益性）」・・・自分自身や仲間内の利益ではなく、みんなに開かれている。

「無償性」・・・金品に限らず、対価を得ない行為。実費弁償は対価とみない。

【実施事業】

①ボランティア団体助成事業

- 1) 手話サークルかでな
- 2) 手話サークルノビルの会
- 3) リーディングサービスあいあい

②ボランティア・NPO支援事業

- 1) 個人ボランティア活動に関する相談・支援
- 2) ボランティア団体活動に関する相談・支援
- 3) ボランティア保険に関する相談・支援
- 4) ボランティア感謝の集い
- 5) 一人暮らし高齢者宅等清掃活動
- 6) 24時間テレビ募金活動
- 7) NPO団体に関する相談・支援
- 8) ボランティアだよりの発行

③ボランティアセンター拠点整備

- 1) ボランティア（個人・団体）登録及び情報提供
- 2) ボランティア活動等に必要な資材の整備及び貸与

④福祉教育の推進

- 1) 福祉教育協力校指定事業
屋良小学校、嘉手納小学校、嘉手納中学校、嘉手納高校
- 2) 福祉教育協力校連絡会の開催
- 3) 福祉教育推進助成事業（公募）
町内の保育園・幼稚園を対象に実施
- 4) 小学生ボランティアスクール
- 5) いもっ子サマースクール
- 6) 学校・一般団体・企業への体験学習・研修への支援